

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和3年9月10日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 長田麻美

5番 山本伸子

7番 伊藤裕一

8番 石原幸雄

9番 柳井哲也

10番 甲斐徳之助

11番 池辺己実夫

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

16番 黒木のぶ子

17番 守屋常雄

18番 諸橋太一郎

19番 市川圭一

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 1名

15番 須藤京子

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	飯 島 希 美
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都 市 計 画 課 長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学 校 教 育 課 長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

令和3年第3回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和3年9月10日（金）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 議案第43号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3. 議案第44号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 4. 議案第45号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

日程第 5. 議案第46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 6. 議案第47号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

日程第 7. 議案第48号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 8. 議案第49号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 9. 議案第50号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10. 議案第51号 工事請負契約の締結について

日程第11. 議案第52号 工事請負契約の締結について

日程第12. 認定第 1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

日程第13. 意見書案第 7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

日程第14. 意見書案第 8号 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について

日程第15. 意見書案第 9号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について

日程第16. 意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について

日程第17. 決議案第5号 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について

日程第18. 意見書案第12号 県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について

日程第19. 意見書案第13号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実

を求める意見書の提出について

日程第20. 休会の件

午前10時01分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

15番須藤京子議員より欠席の届出がありました。

この際、諸般の報告をいたします。

意見書案第12号及び意見書案第13号の2件、陳情第6号の1件の提出がありましたので、サイドボックスに搭載いたしました。

陳情第6号について、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 皆様、改めましておはようございます。日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。今回は2項目、介護保険と加齢性難聴者に対して、補聴器購入の補助制度創設についてお尋ねいたします。

初めに、介護保険に関して質問いたします。

4月から第8期の介護保険事業計画がスタートいたしました。第7期におけます施設整備の状況、そしてまた現在の特別養護老人ホーム等の待機者数についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和2年度までの第7期介護保険事業計画では4か所の施設整備が計画され、令和3年2月に定員70名の広域型特別養護老人ホーム「こころの里」が奥野地区に、令和3年4月に定員18名の認知症グループホーム「牛久ケアセンターよそ風」が牛久地区に、令和3年5月に定員29名の地域密着型特別養護老人ホーム「フロンティア牛久」、小規模多機能型居宅介護事業所「フロンティア牛久」が岡田地区でそれぞれ開設されました。

現在の待機者数ですが、毎年行っている茨城県の調査によると、令和2年4月1日時点で特別養護老人ホーム入所を希望している牛久市民は156名となっております。令和3年度の県の調査はまだ実施されておりませので、令和3年度の待機者数は把握できておりません。

しかしながら、市内において新たな施設が開設されており、各施設の利用者数が現状で定員に達していないことや、近隣の市町においても施設が開所されていることから、施設入所を希望する待機者数は減少したものと認識しております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、部長の答弁の中から、牛久市の状況をかいま見ることができます。令和2年度の決算のところから見ましても、牛久市の65歳以上の第1号被保険者数、人口に対しまして、高齢化率は28.8%となっております。中でも牛久市内におけます介護認定者数、これは令和2年度の決算の数字なのですが、3,138人です。中でも、利用者が2,539人ということで、認定者数で見ますと、利用率が12.8%、県内でも低い位置にあるのではないかと推察されます。

それでも、介護保険事業計画の資料の中から、掲載されております各小学校区ごとの日常生活圏ニーズ調査によりますと、平均ではありますが、皆さんから多くの意見が出ているのは、介護保険施設の整備改善を求める声です。これが約半数の49.3%となっております。これは、国が進めております在宅重視とは反対の意見が多いことが分かりました。家族の中で介護が必要になった場合には、高齢世帯では個人で対応するのも限界となります。特に介護者への負担軽減として、介護サービスの充実なしには在宅介護が成り立たないのは明らかであります。

今のコロナ禍では、感染拡大防止から施設入所では面会もできない。これは、やむを得ないことではありますが、職員と利用者だけ、関係者だけの施設介護が余儀なくされている実態があります。一度も会えずに最期を迎えてしまったなどの声も聞かれました。

そこで、自宅で介護したいと、在宅介護に切り替える方もおられるとのことでした。在宅介護では、ケアマネジャーがケアプランの作成で計画を立てます。在宅介護でも利用者の負担限度額が定められています。超えた場合には自己負担となってしまいます。

例えば、地域密着型のサービスの中で、夜間対応の訪問介護、こんなのはどうなのか。今後の在宅介護の課題について、市の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 いわゆる終末期等の在宅介護等に切り替えた場合、家族がそのような問題に直面されることは想像できることであります。現在、牛久市におきまして、訪問介護を24時間で対応できる事業所というのはございません。ただ、一部に深夜の対応が可能な事業者もございます。在宅になる前に、御家族とケアマネジャーとの打合せを綿密に行ってください、そういった事業者を探して御利用いただければと思っております。

また、来る第9期の計画策定に当たりましては、そういった在宅介護の需要というところも含めて、必要性を御審議いただきながら準備をしまいたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 地域密着型サービスというのは、市内の方が利用できるサービスであります。先ほどの特別養護老人ホーム、これは市内だけに限らないということで、今入所

するにも要介護3以上という縛りがあって、なかなか待機者数というのが出ていると思います。この地域密着型サービスの充実に向けまして、先ほど施設の第9期に向けまして、そういうようなことも考えていくということなのですが、牛久市内でこの地域密着型サービスの使用状況というのですか、利用状況というのですか、そういうものについては、市はどのように考えているのか、その辺伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 議員のおっしゃるとおり、地域密着型サービスというのは、牛久市民が利用するために施設を整えたものでございます。現状では、その施設に関しましては、ある程度充足されていると認識しておりますけれども、今後の需要ですね、そういったものとか、あと介護保険料の兼ね合いもございまして、そういったところを鑑みながら、必要なサービスを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、利用者のサービス控えの状況、そして対応について。また、コロナ感染によります介護保険料軽減の状況などがあると思いますが、この点について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 まず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、サービスの利用控えの状況につきましては、介護給付費に関しては実績数値上、大きな影響は見られないものの、比較的軽度な方を対象とする予防給付費に関しては、1回目の緊急事態宣言時に約1割程度減少し、利用控えの影響が見られました。これは介護給付と予防給付のサービスの内容の違いなどから、軽度の方に当たっては、緊急事態宣言下の外出自粛要請に応えたものであると考えられます。具体的には、通所系のサービスにおいて、予防給付では入浴サービス等の身体介護がなく、機能回復を目的としたサービスがメインであることから、不急の利用を控えたものと考えております。

一方、この期間におけるケアマネジャーの訪問や面会等については、特例的に電話等によるモニタリングが認められていることから、実績数値にも変化はなく、利用者に対するマネジメントは適切に行われていたものと考えております。

次に、介護保険料の軽減措置についてですが、令和2年2月1日以降の納期限のものから適用が開始となり、令和元年度、令和2年度の合計で26件、70万6,900円の軽減実績となっております。

内訳としましては、世帯主の死亡による免除が8件22万7,800円、減収による免除が4件14万600円、減収による減額が14件33万8,500円となっております。

なお、令和3年度分の速報値ですが、8月末現在で3件、10万6,400円の減免となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、サービス利用の介護事業所については、電話などでも対応するのも該当したということなのですが、今国では自立支援の成果に応じました介護事業者への支払い、これに取り組む市町村に介護インセンティブ交付金で評価するとしております。令和2年度の介護保険の特別会計の決算にも交付金が約1,200万円歳入で計上されております。牛久市のこの評価は何なのか伺いたしたいと思います。保険者機能の評価指標に対する考え方、これをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和2年度のインセンティブ交付金についての評価結果につきましてですが、牛久市の評価は県内44市町村中、17位で、その金額は2,400万円でした。その内訳といたしましては、PDCAサイクル活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築についての評価が県内1位タイでございます。自立支援重度化防止等に資する施策の推進についての評価が県内22位、介護保険運営の安定化に資する施策の推進についての評価が県内11位でございます。具体的にはケアプランのチェックなど、給付費適正化に関する事業、かつ、かっぱ体操などの介護予防活動、歯周病に関する講話などの取組が評価された結果であると認識しておりますので、こちらにつきましては今後も続けていって、この事業については取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、部長がそれぞれ内容をお答えいただきました。この保険者努力支援制度というと思いますが、保険者、県と市町村、そこの予防、健康づくりへの取組の状況について評価を加えて、保険者に交付金を交付する仕組みであると理解しております。言うなれば、今までの介護度の変化、それが軽くなった。重い方が軽くなったとか、そういった内容などもこの中に入っているのではないかと思うのですが、この保険者努力支援制度ですね。牛久市ではどのように評価していくのか、その辺考えを伺いたしたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 この制度について、どのように評価しているのかということなのですが、やはり保険者として、介護予防、介護者を少なくする、そういった健康づくりも含めた事業というのは非常に大事だと思っておりますので、それについて国から交付金を頂けるということに関しましては、保険者としてはありがたい制度かなと考えておりますし、こちらを活用しながら、さらに介護予防に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 言うなれば、国のそういう施策に市町村が協力をして、そうすることによってそれなりの交付金が頂けるといことで、先ほどちょっと述べました、国は介護のどちらかという施設ではなく、在宅重視というものをずっと掲げています。施設に入ることによって、家族の介護者の負担というのが軽減されるということはもちろんそうなのですが、併せまして、利用する方、利用者が増えるということと、それから給付費が増えるということと、それが即介護保険料に跳ね返ってくるというのが、介護保険の制度と私たちは理解しているのですけれども、利用すれば利用するほど給付費が増え、そしてその分が利用者に戻ってくる、こういう制度ということで、国としてはこの介護を利用する人を何とか抑えたいというようなことが見え隠れしています。

特にこの次の質問に関係するのですけれども、8月からは介護施設におきまして、食費とか、居住費、それからまた高額介護予防サービスの負担限度額が開始されました。特に低所得者への助成、補足給付の中では預貯金の基準額の見直しが行われております。こういう問題で、食費やそういう問題、8月からの改正になったことによって、対象者の把握と影響について、どのように考えるのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 負担限度額につきましては、制度の改正により、先月8月から介護施設における食費と居住費については対象要件が変更となりましたので、対象外となる方や、引き続き対象であっても所得段階により御負担いただく金額が増えております。

また、高額介護サービス費については、いわゆる現役並み所得の段階区分を細分化し、課税所得に応じて1か月当たりの利用者負担上限額が引き上げられております。

これらの改正につきましては、広報うしく8月1日号に記事を掲載したほか、昨年度、介護施設における負担限度額の適用があった方に対して、今年度6月に申請書を郵送した際、チラシを同封して周知いたしました。

御質問の対象者の把握と影響ですが、いずれも制度改正が実施されたばかりであり、まだその全容については把握できておりません。

一例を申し上げますと、介護施設における負担限度額について、新たに8月30日までの申請者419名のうち、制度変更の影響により対象外となった方は16名となっております。この16名は、預貯金の額が新たな基準を超えていることから、対象外となっております。

なお、介護施設における負担限度額に関しましては、預貯金の額が要件の1つであることから、申請時には通帳の写しを添付することになっております。

また、特例の軽減措置はございませんので、対象外となってしまった場合には、施設と利用

者の契約で定められた食費に基づき、制度変更後の御負担をいただくこととなります。

厚生労働省によりますと、今回の制度改革は預貯金を多くお持ちの方や課税所得が比較的高額な方などにつきまして、公平性の観点から応分の負担を求めることが趣旨とのことですので、御理解をいただきたいと存じます。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、部長の答弁で預貯金のことが言われました。この預貯金の確認方法はどうか伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 預貯金につきましては、通帳の写しを添付していただくということになっております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 もしその預貯金の添付ですね、コピーというか、それを断った場合はどうなりますか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 通帳の添付が断られた場合には、それについては把握できませんので、認められないということになります。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうしますと、市としてはあくまでも預貯金の把握、確認する、それができない場合は、こういう負担限度額のものについて認められないということは、例えば先ほど言っていました、対象外となった場合の施設と利用者の契約となるのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 議員のおっしゃるとおり、認められない場合には、対象者と施設の契約に基づいて料金を支払っていただくというような形になります。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、厚生労働省からもいろいろとチラシが出ております。特にこの負担限度額、認定要件、預貯金の金額というようなこともあります。特に年金収入80万円以下、これは第2段階の方らしいのですが、今までですと令和3年7月までは単身者の場合は1,000万円、夫婦の場合は2,000万円、それが8月からは単身者で650万円、夫婦では1,650万円、そして80万円を超え120万円以下、これは第3段階の1ということですが、単身者では550万円、夫婦で1,550万円、年金収入120万円超、これは第3段階の2となりますが、この方々は単身で500万円、夫婦で1,500万円というようなこ

とが報道されています。確かに預貯金というのが一つの判断というはあるかもしれませんが。ですけども、その内容ですね。ただただ通帳の金額だけ見て、こういう対象者として見るというのがどうなのかということ、非常に違和感を持ちます。

そして、先ほどの施設入所の方々の様々な補足給付ですね。それについても金額がどんどん変わっています。特に年金収入120万円を超える方ですね。その方々が今までは施設入所の場合は650円だったのが、1,360円と本当に倍に上がっています。ショートステイの方だと650円が1,300円ということで、金額が大幅に増えているということ。これは、利用する方々に負担を強いるということ、一定の所得があるという、収入や所得があるということで、このような見直しが国から行われております。

また、先ほどの負担限度額の問題ですけども、新たに高額療養費の制度ですね。これが今までは4万4,400円、これは世帯なんですけど、それが新たに課税所得が690万円の方、この方は14万1000円、それから課税所得が380万円から690万円の方、これが9万3,000円となります。これは非常に負担を強いるもの、特にこういうふうに介護保険を利用している方というのは、本当に大変な状況だと思います。

国が何でこのようなことをやり出したかというのは、今背景には全世代型社会保障検討会議、この最終報告、そして少しでも多くの方に支える側として活躍していただき、能力に応じた負担をしていただくことが必要、また全ての世代が公平に支え合う全世代型社会保障の考え方、こういうのが基本だという国からの方向性が出されていることです。基本的には全ての世代に負担を訴えていますけれども、実質的には高齢者の負担を増やす、このような方向が今の数字からも明確にされているのではないかと思います。預貯金のあるという方、それだけでそれなりの負担をしてもらう、そういう非常に高齢者負担というのがこれから増えていくということは、今後の高齢者の福祉や医療や介護についても大変危惧するものです。

こういう問題について、市としては預貯金だけで、例えば先ほどのコピーを出さなければ、こういう対象になりませんかとか、先ほど16名の方が該当するということなのですが、その方々に丁寧な説明というのは行っているのでしょうか。先ほど広報紙に載っていると、8月1日号を見ました。でも、これで理解をするというのは大変難しいのではないかと思います、その辺のもう少し丁寧な説明をどうしていくのか伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 丁寧な説明ということなのですが、昨年度対象になった方には、チラシとか御案内を出して、その上で申請していただいておりますし、当然申請するに当たっては、窓口にいらしたり、問合せを受けるというようなことを想定しておりますので、そのときに担当職員できちんとした説明を行って、御理解をいただいていると聞いております。

現在、16名の方に関しても、特段苦情的な内容はなかったと聞いておりますので、一定の御理解はいただいているのかなと認識しております。ただ、丁寧な説明ということにつきましては、これからも実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうですね。16名の方が、今理解をいただいたということなのですが、今後もそういうような問題で、気がつかなかったけれども、こういうことがあったのだというの、こういうものって後になってからいろいろと問合せ等もありますので、その辺については丁寧な説明を求めたいと思います。

そして、次に大きな2番です。加齢性難聴者へ補聴器購入の補助制度創設について質問いたします。

昨年12月議会で市民団体から出されました補聴器購入に対します公的補助を求める請願、これが全会一致により採択されております。全国では、補聴器購入補助に43の市区町村が助成制度で対応しております。市民の気持ちに寄り添った難聴者への補聴器購入の補助制度、これを求め質問するものであります。

高齢化に伴いまして、耳の聞こえが悪くなって、仕事や社会生活に支障が出ている高齢の難聴者からの訴えでありました。欧米では、難聴を医療の領域で捉え、そのための補助制度がございます。日本では難聴を障害者の領域で捉えて、補助対象者を絞り込んでいるために、補聴器の所有率が圧倒的に低いというのが現状であります。人生100年時代を迎え、高齢者が社会で活躍し、働き続けるために補聴器は必需品となります。難聴者の生活の質の向上、社会参加の充実のために補助制度創設について、市の考えをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 茨城県内では古河市で補聴器の購入助成を実施しておりまして、65歳以上の市民に対し、1万円を上限とした購入費用2分の1、1人につき1回限り、1台のみを助成対象とする内容と承知しております。

この助成制度の創設に当たりましては、年齢や所得の制限を設けるか、補助額や補助率をどうするか、補助回数の上限を設けるのか、助成対象とする補聴器の種類、補聴器の必要性の確認方法や効果など、公平性に基づき制度を慎重に検討する必要があると考えております。

現状では、国、県、あるいは近隣市町村の動向を見極めながら、調査研究し検討してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、部長の中で公平性という言葉が出てきました。公平性という

ことは、多分税金の使い方、使われ方が問われることになるのではないかと思います。

この加齢というのは、誰でもが年を取ることによって、みんながなるわけではありませんけれども、耳の聞こえが悪くなる。このことで日常生活を大変不便にし、コミュニケーションの不足とか、表情とか乏しくなって、鬱や認知症の原因になる、このことも指摘されております。補聴器を使うことで人の話を理解し、また高齢者が地域で活躍する、この場所が増えてくると思います。こういう皆さんからの要求が出ております、補聴器をぜひ購入したいというような対象者につきまして、アンケートなどを実施して、実態の把握やどういう対応が可能か、研究とか、検討に入れるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 調査研究し、検討してまいります過程において、議員が先ほどおっしゃいました実態調査等の必要性が生じた際に実施していくということ。あるいは、今後福祉計画などの策定に先立って行われるアンケート調査の中に、難聴などを含めた高齢者福祉サービス全体の項目について、そういった項目を設けるかなど、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 先ほど最初の答弁でありました年齢とか、いろいろと条件とかということをおっしゃっておられましたけれども、年齢でなるわけでも多分ないと思いますね。それから、いろんな事情というか、そのときの状況などで出てくる。特に今高齢者が外出の機会を増やす、このことが多分介護予防だとか、そういうものにも影響するのではないかと思います。だから、その実態の把握をするということ、今高齢福祉計画の中で、そういう中でも考えていきたいということなのですけれども、この辺もう既に全国では先ほど言った43の市区町村で助成制度が採択されているのです。茨城県では確かに古河市だけでした。しかも、1人1回1万円という、補聴器購入に当たっては、かなり高価なものから、そうでもないものまでいろいろ種類があると思います。しかし、つける方が、それぞれが個人によって聞こえとか、いろいろあると思いますので、金額がいきなりどうだということは、多分言うことは難しいと思いますが、ぜひこういう高齢者の生活を豊かに、豊かというか、日常生活を充実させていくということでは、牛久市でも先ほど高齢化率は28.8%だと言いましたけれども、これからどういうふうになっていくのか、様々な状況なども踏まえまして、ここはぜひ高齢者の福祉を充実させるために、ぜひ市長、いかがでしょうか。こういう問題について、調査研究のために力を尽くしていただけないでしょうか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私もいずれはお世話になる時期も来るのかなということで今聞いていまし

た。補助に関しては、ほかの市のほうで、どういう状況でどのようなところでやったらいいかということ検討していますので、その推移をちょっと見守りたいと思います。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 市長から今後の検討という答弁もいただきました。特に高齢世帯に向けましては、高齢者にとりましては、加齢ということ、自分の事情からなるわけではない。高齢によって、聞こえが悪くなる。そして、コミュニケーションができなくなる。そのために、外に出る機会が減る。言うなれば、介護でいいますと、介護予防とか高齢者保健でいいますと、フレイルという言葉もあります。だんだん機能が落ちてくる。そういうことを一つでも減らしていく。そのためには補聴器というのが必需品ではないかということで、再度この必需品、補聴器の購入に向けましては、今後も皆さんと一緒に運動を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で21番遠藤憲子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

午前10時38分休憩

午前10時47分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄議員。

〔22番利根川英雄議員登壇〕

○22番 利根川英雄 議員 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問します。

まず最初に、通学路の安全対策、この問題はもう何度も、ただ根本市長においてはまだなのですが、特に大野正雄市長のときから各首長にこの問題も質問してきた経緯はあります。この通学路の安全対策、さきの6月議会での通学路の安全確保を求める緊急決議の2項で、児童や生徒の登下校の際の安全確保のため、保護者及び地域住民等に対して見守りの強化を要請することとありました。この決議についての質問に対し、提案者からるる答弁がありました。また、同僚議員からも同様の質問があり、その答弁も終わりました。基本は、交通安全と登下校時の安全対策の責任はどこにあるのかということを確認にしたいと思います。教育委員会の考え方を尋ねます。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 通学路の安全対策については、鈴木議員の質問にもお答えしましたように、牛久市通学路安全プログラムにより関係機関と連携した対応を実施し、平成26年度以降

令和2年度までに対応必要箇所205か所のうち182か所を改善しました。また、八街市の事故を受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁連携で作成された通学路における合同点検実施要領を基に、改めて危険箇所の洗い出しや改善のための予算の計上といった対応をしているところです。

日々の登下校の見守り活動については、学校の教職員はじめ、地域住民、保護者、PTAなどの協力の下、地域全体で見守り活動を行っていただいているところです。

登下校における学校の責任は、学校保健安全法第27条で交通ルールの基本的指導を行うこととなっており、実際に子供たちが地域の方々と一緒に歩きながら、危険箇所の発見やその対応など自分の身を守る学習を進めたり、市役所地域安全課の交通安全強化員による交通安全教室なども開催したりしています。

また、第30条には児童生徒の安全確保を図るための保護者や警察、その他の機関との連携を図ることも努力義務となっており、学校安全協力者会議や学校警察連絡協議会、学校運営協議会などに教育委員会も参加して連携を進めています。

登下校の見守り指導につきましては、平成31年1月の中央教育審議会の答申において「登下校に関する対応」は「基本的には学校以外が担うべき業務」となっており、今後文部科学省には法的な整理を踏まえた地域や保護者への明確なメッセージの発信、通学路の安全確保について学校が中心となって担っている対応の見直しを、警察などの関係機関を所掌する省庁への協力要請、地域ボランティアなどの参画を円滑に進めるための地域学校協働活動の推進などが示されています。

また、令和3年3月に文部科学省から出された登下校見守りハンドブックには、見守り活動の様々な取組が示されており、登下校の子供たちを地域全体で見守る体制として、地域住民、保護者、PTA、地域団体の方々の見守り活動に対して、学校は保護者との連携・協働、地域連携の機会創出、行政は活動者への支援、情報提供、安全な通学路環境の整備等と書かれています。こうしたことを考えますと、児童生徒は地域の宝であり、この子供たちの登下校の見守り活動は、保護者、PTA、関係団体など地域総ぐるみで行うことが大切だと思います。教育委員会としても、学校と共に見守り活動者や活動団体との連携・協働を指導していくように努めてまいりたいと思っております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 今、教育長からいろいろ述べられましたが、見守りの問題についてはこれからはしますけれども、私が聞いたのは、登下校時の安全対策の責任は教育委員会にあるのではないかということを確認しました。見守りとか、そういうことではなくて、登下校時の安全対策の責任は教育委員会にあると思いますが、その点はどうでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 中央教育審議会の答申の中にも、地方公共団体等が中心となって、学校、関係機関、地域の連携を一層強化する体制の構築をします。そして、通学路の安全確保を効果的に行うと述べられておりますので、連携を一層強化して体制の構築をすることに対して、教育委員会の責任があると考えています。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 そうすると、全面的に教育委員会の責任はないと私は受け取るのですが、それでよろしいですか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 実際に子供が事故に遭ったときのことを想定しますと、通学路の環境整備は自治体、教育委員会かなと思っていますが、直接的に例えば交通事故という場合は加害者である方かなと思っていますし、交通安全や治安の維持となりますと警察かなと思ったり、そこが工事場所であれば、もし万が一の事故の場合はその工事の当事者であったり、様々な状況が考えられまして、登下校の事故の責任が全て教育委員会というのは、ちょっと難しい状況かなと思っています。でも、通学路の安全の環境整備は教育委員会だと思っています。それから、先ほど話しましたように、連携を指導していくというのも教育委員会の責任かなと思っています。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 よく分からないのですが、私自身は簡単に考えて、牛久市と教育委員会がこの登下校時の安全対策というものは積極的にやらなければならないと。それを見守りだの、警察だの云々という話ですね、地域でね。これはもう責任の転嫁になる可能性があると思います。

それはもう何度聞いても同じなので、次に登下校時の事故についての対応は、教育委員会としてどうしているのか。また、それについてのマニュアルはあるのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 登下校は学校管理下ということで、学校管理下で給付対象となる児童生徒が加入している保険には、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度があります。加入対象者は原則として児童生徒全員であり、現在の加入率は99%以上となっております。

この制度は、学校管理下における児童生徒の負傷、疾病、障害または死亡などの災害に対し、災害共済給付を行うものです。登下校の事故においても、通常の経路及び方法により通学する場合に生じた児童生徒のけがなどについては給付の対象となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 事故について、子供たちがグループで通学します。また、自転車はそれぞれ行くわけですが、この登下校時の事故について、教育委員会として具体的にもし事故が起きた場合、どのようにすべきだというようなマニュアルがあるかどうかということを知りたいので、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 通学路交通安全対策プログラムがありますので、毎年それに沿って通学路の点検等をしており、危険箇所の修正ということを繰り返しています。それとは別に、交通事故等の登下校の事故については、スポーツセンターの保険が利くように、学校と教育委員会で対応しているというのが一般的な事故の対応であります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 子供たちが10人程度で通学しているとき、事故が起きた場合、どういう形で教育委員会に対応するのかということですね。そういうマニュアルがなければ、子供たちにマニュアルを渡しても、どういうところに連絡しろとか、何とかということではできないと思いますけれども、私が言っているのは交通安全、登下校時の安全対策という問題については、登下校時の子供たちにもし何らかの事故が起きた場合、これは交通事故だけではないですよ。例えば熱中症の問題とか、途中で具合が悪くなったという問題があると思います。そういうときに、子供たちがどう対処していいかというのは、全く分からないのではないかと思いますので、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 登下校の事故の今までの報告を見ていると、学校に近い場合は子供たちが学校に知らせてくる。自宅に近い場合は自宅に知らせてくる。また、近所に子供を守る110番の家がありますので、そういったところに駆け込むというような形で、近くにいる大人に報告して、そこから学校、そして教育委員会という流れで対応しているというのが現状です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 子供を守るという小さな看板がありますけれども、子供たちはどれほどあれを分かっているでしょう。そしてまた、あれが通学路に掲げられているかという問題。うちの近所にもありますけれども、うちの近所でおくのキャンパスに通っている子供はいないのですが、このようにどこにあるのか、子供たちが実際に分かっているのかどうか。また、それは地域ごとにやっているのだとは思いますが、そこら辺のところはちゃんと点検しなければならないと思うのですが、その点について。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 いま一度、その辺のところを子供たちに徹底するというか、指導する、

お知らせするという活動も行っていきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 次に、今教育長から地域の見守りとか云々がたくさんあったわけですが、保護者や地域住民等に対する見守りの強化、これまでどのような対応をし、検討してきたのかということ。基本的には教育委員会の責任、学校の責任、そしてまた市の責任はあるが、どのように見守り強化について対応し、検討し、そしてまたどのように要求してきたのか、これがよく分からない。どうも学校から直接この見守りという、PTAのほうにあるのではないかと思うのですが、この点についての見守りの問題、もう一つ立哨当番ですね。言ってみれば、旗当番ということですか。これを教育委員会、学校でPTA等に要請しているのではないかと思うのですが、教育委員会のお考えをお伺いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 児童生徒の登下校の安全確保のため、市、教育委員会、学校及び保護者や地域住民等の様々な主体が協力し、連携をしながら見守り活動を強化することが重要と考えます。

登下校の様子は、各学校の実態によって随分違います。奥野のようにバスのところもあるし、ひたち野地区のように地域の方が少ないところもあるし、また本当に地域の方が多いところもあります。さらに、今回の中央教育審議会の答申によって、先生方の負担も減らすということがあります。現在、先生方と地域と保護者でしている立哨当番なのですが、ここを先生方の負担を軽くしていくという必要もあります。

そこで、教育委員会がどのような支援をするかということで、現在教育委員会が進めている取組としては、各学校の学校運営協議会に毎回参加して、連携を深めています。ある小学校の学校運営協議会では、先生方の登下校の負担をなくそうという話合いがなされ、区長や社会福祉協議会の皆さんが地域に登下校の見守り隊を募集してくれました。多くの見守り隊の方々が集まり、まず横断歩道の渡し方を研修しました。その後、これまでは立哨指導だけだったものを子供たちと一緒に歩いていただいたり、横断歩道を安全に渡していただいたりしています。

また、ある中学校の学校運営協議会では、教職員の下校指導の負担を話し合っただき、下校指導をやめる代わりに、生徒に毎月登下校の振り返りを文章として書かせて意識を高める活動をしました。

また、ある別の小学校の学校運営協議会では、登下校の危険箇所を保護者に知ってもらうために、数回にわたって保護者に迎えに来ていただいたり、一緒に帰りながら通学路の点検箇所を認識していただき、次の活動につないでいこうという学校もあります。

現在、コロナ禍の時期で、市PTA連絡協議会や子供会の活動も開けないでいる状況ですの

で、会議が開けるようになりまして、登下校の見守り強化につきましても提案していきたいと思えます。

次に、保護者の立哨活動中の事故については、発生防止に努めてまいりますという状況です。保護者の事故については、ボランティア活動中に起きた事故によって、けがなどは、障害や賠償を負った際の負担は、市が契約した保険で補償する制度になっております。

この間の決議を受けて、具体的に地域や保護者への働きかけというのは、7月下旬の決議の後、まだしていない状況というか、会議が開かれていないので、声のかけにくい状況があります。ただ、先日、警察署に行きまして、特に危険だと思われる中根小学校の横断がありまして、ここの依頼をしてきましたが、警察としてはそこに立つのは難しいと。その代わり、そこに立つ保護者の方々の指導はできるということで、安全な渡し方の指導を警察としても協力したいということがありました。

また、秒数が分かる歩道の信号をつけてくれという要望もあったのですが、かえってそれは危ないと。残り何秒というので子供たちも飛び込むということで、それはよくないというような指導も受けてきました。今後、警察と一緒に、ボランティアの方々の安全な渡し方の指導等も進めていければなと思っています。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 私は教員の負担を増やせなんてことは言っていないので、これはもう大野正雄市長の当時から、当時は東京なんかではみどりのおばさんというのがありましたけれども、その提案もしましたが、金がないということで、私がこれで取り上げてきたのは、やはり交通安全協会ですね。そしてまた、シルバー人材センター等を含めて、そういったところに委託していくという考え方もあるのではないかと提案もしてきました。しかし、全くこれは検討されていない、これを言ってから、根本市長以前ですから、10年以上前ですね。全く検討されていないということで、ぜひこれについては検討してほしいと思えます。

さきの6月議会で決議案の当日、ある学校の立哨当番の保護者が交通事故に遭ったと聞いております。その対応について、どうなのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不幸なことに、ある小学校で立哨指導していただいた保護者が、立哨指導が終わって帰るときに、帰り道の交差点で交通事故に遭ってしまったという、本当に不幸な事件でありました。これに対しては、先ほどのような保険を、ボランティア含め、使いながら、補償しているという現状です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 ちょっとよく分からないのですが、保険とか、補償とかという

のをもう少しはっきりと大きな声で具体的にお願いします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 P T Aのお母様が朝の登下校の指導をしていただきました。登下校の指導が終わって、そのお母さんが自宅に帰ると。帰り道で信号のある横断歩道を渡っているときに、右折車に巻き込まれて交通事故に遭ったというのが現状です。

そのことに対する保険については、市のボランティア保険を適用しながら、今対応しているという状況です。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 次に、先ほどから教育長が言われている牛久市交通安全プログラムの問題についてお尋ねします。

これは2015年1月に改正されたものでありますが、通学路や登下校時の具体的な安全対策ということについては書かれていないのですね。そしてまた、教育長が言われた内容についても、このプログラムの中には書かれていないのです。この点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 牛久市通学路交通安全プログラムでは、効率的、効果的な点検を行うため、事前に各通学区域内の危険箇所を抽出し、学校、道路管理者、警察、教育委員会、保護者、必要に応じて自治会等が参加して合同点検を実施します。合同点検の結果から明らかになった対策が必要な箇所に対して、具体的な実施メニューを検討し、実施に当たっては対策が円滑に進むよう、関係者間で連携して対応します。これらの取組をP D C Aサイクルとして毎年1回実施し、継続的に児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っています。

現在の通学路交通安全プログラムは、主に通学路危険箇所の解消のための点検・対策の検討、対策の実施を行っておりますが、今後は通学路の安全確保という目的のための様々な活動や関連事項、つまり保護者やボランティアなど地域全体での見守りの促進、事故に遭った際の保険の適用などについても盛り込み、登下校時の安全対策のマニュアルとしていくことも考えてまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 この安全プログラムによりますと、毎年1回、各小中学校で合同点検を行うと。それを7月か8月となっておりますが、これについての確認ですね。それと、合同点検ですね。これは学校、道路管理者、市ですね。警察、教育委員会、保護者、必要に応じて自治会が参加する合同点検を行うと。これについても確認したいと思います。そして、対策の検討として、具体的な実施メニューというものが書かれているのかどうか。そして、その対策をした効果の把握ですね。当然これはしていると思うのですが、各学校ごとに対策一覧表

を作成し公表するとあります。この点についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 通学路交通安全プログラムについての御質問にお答えいたします。

先ほど来の答弁にも入っておりますが、こちらについては年に1回、PDCAサイクルを回すという形で実際に行っているものでございます。実績としては、205か所のこれまでの危険箇所の洗い出しに関して182か所ということで、もちろんすぐにできないものもあって、継続で残してしまうものもあります。そういう形で毎年、毎年、危険箇所を潰していつけるという状況です。

実際の成果として、最近の大きなものとしては、岡田小学校前の歩道の拡幅、これについてはもう長年建設部とも連携して、竜ヶ崎工事事務所にもずっと要望しておきまして、やっと念願かなってやっていただけたという実績も上がっております。

今回、こういった八街市の状況がありましても、ちょうど点検の時期にかぶっておりましたものですから、点検としては通常のスケジュールの中で行いました。ただ、新たな視点ということで上のほうから指示がありましたので、そういったものを盛り込んで行いました。

点検箇所については、そういった形で毎年、毎年、経過観察というか、継続事項を見ていきますので、当然それらについて毎年学校、あと点検していただいた方々が年に1回集まる機会もありますので、そこで成果等も確認した上で公表しております。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 ちょっと質問をちゃんと聞いてもらいたいと思うんだけど、合同点検をやっているのかどうかということですね。合同点検は、学校、道路管理者、これは市の担当課ですね。警察、教育委員会、保護者、場合によっては自治会等が合同点検を行うということ。これをやっているかどうかということ。合同点検は、どのような合同点検をやっているのか、今の答弁では分かりません。具体的な内容をお願いしたいと思います。

それと、各学校ごと、先ほど二百何か所と言いましたけれども、各学校ごとの対策一覧表というものを作成して公表しているかどうか。これは安全プログラムに書かれていることですからね、この点について再度お尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 失礼しました。

まず、点検については、こちらに書かれているとおりののですが、これらの主体が全員で回るという形ではなくて、場所によって例えば信号の部分であれば道路管理者、警察であったりとか、あと道路の改修が必要な場所であれば、県道であれば工事事務所と一緒に、当然市の道

路担当も回りますけれども、そういった形で、また地元から出てきたものであれば、自治会がついて回る場合もあります。これらの主体が、結局その危険箇所ごとに、この危険箇所、この危険箇所ということで入れ代わりながら点検を実際に行っております。今年度も行いました。

公表については、一覧表をホームページ上で公表しております。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 私の質問したのは、各学校ごとに対策一覧表を作って公表しているのかということ。これは安全プログラムに入っていることですから、もう一度確認します。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 公表の仕方としては、一覧表として当然各学校の危険箇所ごとにカテゴリ分けはしてありますが、一覧表として市全体のものを一括でホームページで公表しております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 一括ということはおかしいでしょう。各学校ごとしてプログラムに書いてあるんですよ。これについて、各学校ごとにやっていないということですね、一覧表を作って公表していないと。確認します。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 表現の仕方によるかと思いますが、一覧表の中に、この危険箇所はどこどこ小学校の危険に関わる危険箇所であるということで、学校ごとにちゃんと区分をした上で、公表としては、各学校のホームページではなくて、市のホームページで一括して公表していると。ですから、学校ごとにどういった危険箇所があるのかというのは一目瞭然で分かる形にはしております。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 そうすると、この安全プログラムの取組方針の6、対策の改善充実の中で、各小中学校ごとの点検結果、対策内容について。各小中学校ごとというのは、全体の中のどこどこ小学校、どこどこ中学校ではないでしょう。教育委員会としては、小中学校ごとの点検の内容については一括でやったのが、この一覧表の作成で公表しているということ、そういうことですか。もう一度確認します。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 すみません、ちょっと説明の趣旨が伝わっていないようで申し訳ないのですが、1か所ごとにその危険箇所の、どういったところが危険なのか、どういった対策を打ったのか、各小中学校ごとに対策をつくっております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 何だか言っていること違うよ、毎回。先ほどは教育委員会のホームページに一括して載せていると答弁したでしょう。私が聞いているのは、各小中学校ごとにその対策、例えば私が住んでいるところはおくのキャンパスです。あそこについての危険箇所等についての対策一覧表を作って、おくのキャンパスのホームページに公表しているかということを知っているのです。具体的に質問しなきゃ分からないのかな。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長兼学校教育課長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 失礼しました。各学校のホームページには載せておりませんので、今後載せるような形にしたいと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 プログラム自体、2015年ですから、今から6年前ですね。教育長も言うておりましたけれども、これから少し見直していくようなことがありましたので、ぜひもう少し具体的に分かりやすくやっていただきたいと思います。

これで1回目の質問が終わりかな。1番終わりです。

○杉森弘之 議長 ここで自席にて暫時休憩といたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。

利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 次に、急傾斜地の問題ですが、これも私何回も取り上げて30年ぐらいになりますけれども、最近全国各地で土砂災害が相次いでおります。市内緊急傾斜地の安全対策、安全確認について、その対応や対策についてどうなっているのか質問いたします。

例えば、県の土木事務所が指定した市内の急傾斜地は33か所、自然環境の区分で急傾斜地の崩壊、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にこの33か所が全て指定されております。一番多いのが新地で8か所、奥原で6か所、城中で4か所、人口密集地では刈谷が3か所、田宮が2か所、南、小坂団地、そのほかが各1か所となっております。これらの急傾斜地について、市での安全確認、その対策をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市内には土砂災害警戒区域が33か所指定されており、その区域内に約230世帯の方が居住されております。市では、牛久市土砂災害警戒区域指定箇所マップを作成し、市民に周知を図っているほか、土砂災害警戒区域等にお住まいの方に、区域内にお住まいであることを理解していただくため、平成30年及び令和元年の2回、区域内の世帯に避

難場所の情報や、避難する際の留意事項、日頃からの備えについて記載したチラシを消防団の協力の下、配布しております。

また、昨年度には災害時、避難情報等を発令した際に確実に情報を伝えるため、事前に登録した電話番号に一齐に電話を発信し、音声で避難を促すシステムを導入するなど、土砂災害対策を行っており、土砂災害警戒区域にお住まいの世帯の約66%が登録されております。

今後は、今年度から実施予定であります防災行政無線の更新に伴いまして、登録世帯数を増やしていくほか、さらに迅速かつ確実に情報を伝えるため、スマートフォンアプリなどの新たな情報手段も検討し、土砂災害警戒区域の周知や災害対策など、防災体制の強化に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 これも何度か取り上げたことがあるのですが、急傾斜地の排水整備についてですね。急傾斜地というのは、傾斜しているところであって、その上部の道路、特に舗装道路の場合は区分して考えられるのではないかと。特にその急傾斜地の上部にある排水路の整備というのは早急に行わなければならないと思うのですが、その把握と対策について、お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 急傾斜地の土砂災害対策として排水整備等を実施するに当たっては、民有地の場合はその土地の管理者である所有者に対応していただくことが原則であることや、工事を施工するためには多額の費用がかかることなどから、全ての急傾斜地や土砂災害警戒区域において排水整備及び補強工事等を行うことは難しい状況がございます。

土砂災害警戒区域等につきましては、毎年6月に茨城県竜ヶ崎工事事務所と合同で現地を確認し、危険箇所点検を行っております。

今後も線状降水帯の発生など、大雨の対策につきまして、竜ヶ崎工事事務所などと協力し、どのような対策を講じることができるか調査し、検討してまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 この排水路の問題について、特に私は小坂団地に住んでいますので、この急傾斜地の排水、ここは市道ですよ。U字溝もそうですよね。これ、大雨が降るとU字溝からあふれて、急傾斜地に流れていくんです。それを住民の方が自分で流れないようにしているということなのですが、これも何度か私は、議会では言っていないんですが、直接担当課には何度か言っております。しかし、全くやられていないのです。ですから、どうも今の答弁ですと、十分点検をしながら安全確認をしているということなのですが、本当にそうなのかと疑いたくなってしまうのですが、これについて排水路、特にこれは確認したいのですが、

国・県の管轄になるのか、ならないのか。国・県の管轄だと、補助金が見つからないと工事ができないということですよ。前にも何度か担当課に聞きましたけれども、国・県からの補助金が見つからないから、なかなか急傾斜地の安全対策ができない、工事ができないという話も聞いておりました。この点について、急傾斜地等上部にある排水、先ほど部長かな、土地については持ち主だと。しかし、道路については市の部分、これは市がやらなきゃならないと思うのですが、ただそれが急傾斜地に含まれているかどうかというのをちょっと確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 急傾斜地の上にございます市道につきましては、その急傾斜地という意味においては含まれていないと考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 先ほどすみません、小川部長ですね、申し訳ありません。

このように、やはり急傾斜地と排水路というのは一体ですよ。しかし、一体だけど国からの補助金が見つからないわけです。その安全対策というのは市がやるしかない。こういう排水について、33か所ですね。農村地域調整区域については排水路がないところもあると思いますけれども、こういった33か所、全て排水の問題について点検し、安全確認すべきだと思うのですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 土砂災害警戒区域の点検を毎年6月に竜ヶ崎工事事務所と合同でやっているという話はしましたが、それ以外に担当課において急傾斜地の、土砂災害警戒区域のパトロールというものも行っております。その際に、道路関係部署と今後協力して、その上の道路の問題なども併せて点検できるように協議してまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 点検をしていくということによろしいですね。

それと、刈谷一丁目の場合は、あの下に公共下水道の配管の工事をしました。そのときに、矢板を埋め殺しにしているのではないかと思うのですが、それらとあと地面が動く機械ですか、それをあそこにあると思うのですが、ポンプ場がありますね、刈谷一丁目の下に。あの横辺りにあったと思うのですが、そういったものの点検とその後の問題、検討しているのかどうか、お尋ねします。

すみません、古い話でみんな知らないと思う。後で調べてください。それで、答弁いただきたいと思います。

住民説明会、各地でやっているということでありましたが、去年の大雨のときに、各行政区の会館、それから学習センターなんか避難所になりました。市のほうで急傾斜地に住まわれ

ている方がどの程度避難したかというのを確認しているかどうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 2019年の台風の際のお話だと思いますけれども、その際に急傾斜地、土砂災害警戒区域にお住まいの方が避難したということは確認しております。ただ、今資料がございませんので、何人避難した、どこの住民の方ということは、今お答えできませんので、よろしく願います。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 例えば小坂団地は急傾斜地にいる方のところに連絡はあったそうです。しかし、大丈夫だろうということで避難しなかったそうですが、そういったものを市のほうでしっかり把握していただいて、本当に今度警戒レベルが変わりましたから、そういったものをしっかりと皆さんと提起して、理解してもらえるのがいいと思いますが、例えば警戒レベルは牛久駅や牛久市役所、ここら辺ですね、それと急傾斜地との警戒レベルというのは当然ずれてくると思うのですが、そういう考えがあるのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 土砂災害警戒区域に対する警報ですね。こういったものは警戒区域に属する部分として先に出ます。また、その場合には当然避難指示等の検討をしていくということになると思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 例えば警戒レベル3ということになると、これはもう市が発令するわけですが、これは高齢者等避難です。警戒レベル4になると、速やかに危険な場所から避難しろということ。ですから、このところは例えば牛久市役所、この駅周辺ですね。それと急傾斜地と比べると、この差というのは非常にあると思うのですが、これのところもう少し検討して、具体的にまだそこまで行っていないと思いますので、これは要請としてお願いしたいと思います。

続きまして、自家発電の問題についてであります。自家発電の定期点検については、電気事業法、消防法、建築基準法による市の点検状況報告義務がありますが、この点についてどうなのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 消防法に規定する自家発電設備につきましては、火災時に常用電源が停止した場合においても、消防用設備等が正常に稼働するように、電気を屋内へ供給する設備でありまして、消防法第17条の3の3の規定により点検し、結果を消防庁あるいは消防署長へ報告することとされております。

点検回数といたしましては、消防用設備の適正な設置、損傷、簡易的な操作による機能確認を行う機器点検の場合、半年に1回、設備を作動させ、総合的な機能を確認する総合点検は年1回とされており、点検の結果報告は、中央生涯学習センターや病院等の特定防火対象物については1年に1回、市役所等の非特定防火対象物では3年に1回、消防署長へ報告することとなっており、市施設においては消防法を遵守し、点検報告をしているところでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 法律が変わって、主な点は4項目ということになっています。また、今部長が言われたように、半年、1年のそういったものが確実にやられていれば、6年に一遍となると思うのですが、いつ点検、その日時ですね、日時、当然分かると思うのですが、その日時についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 市役所の点検につきましては、令和2年度では令和3年の1月31日に点検を実施し、報告を行っているという状況です。令和3年度につきましては、今後点検を行う予定であります。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 今、部長が先ほど答弁したのは、半年、1年という、1月31日で半年だと7月ですよ。もう9月になっていますけど、これはちょっとまずいのではないですか。この点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 再度の御質問にお答えします。

今年度、機器点検ですね、半年に一度実施するというものにつきましては、今月中に予定しているところです。令和2年度は9月13日に実施したということです。すみません、以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 この自家発電というものは、当然大きな災害があり、停電になったら必要なものですから、この法令どおり確実に点検はやっていただき、そしてこの報告というのは消防署、稲敷広域に報告するのではないかと思うのですが、これを怠らずやっていただきたい。できれば、この資料として、ここ5年ぐらい、法律が改正された後の点検期間ですね、これの一覧表の提出をお願いしたいと思います。

それと、最後に市の責任ではありませんけれども、病院とか、あとは介護施設などの自家発電などの点検について、ある程度市としても知っておく必要があるのではないかと思います。

そのような民間の施設に直接聞くというのは失礼なことになりますので、これは稲敷広域に行けば、そういう報告がされていると思いますので、聞いておくのも必要と考えますが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 市内の総合病院の自家発電設備につきましては、稲敷広域消防本部に確認しましたところ、医療機関より消防法に基づく点検報告を受けており、必要な指導等については行っているとのことと伺っております。詳細については把握しておりませんので、お願いします。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 詳細については構いませんけれども、ある程度そういったことを把握しておいたほうが市としてもいいのではないと。

これまでの市の自家発電の時間は3時間と聞いていたのですが、それと燃料は軽油だと思うのですが、その辺について確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 議員のおっしゃるとおり、市の自家発電設備につきましては、現在のところ、灯油を燃料にして約3時間の運転ができるということになっております。

今後、以前からお話があった72時間の運転ができるように改修を行っていくという計画では、今いるところであります。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 72時間ということですか。72時間。この計画としては、いつ頃までになるのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 令和4年に実施設計をしたいような予算要望を今後行います。できれば令和5年に工事を実施したいという考えでおります。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 これまで何点かの安全対策や防災の問題を指摘してきました。議会で指摘されたその対策が滞り、何らかの事故が起きたら、市の責任が厳しく問われると指摘いたしまして、私の質問を終わります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員の質問が終わりましたので、執行部から答弁の修正があるということですので、はい。小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 先ほど利根川議員の質問の中で、台風の際の土砂災害警戒区域に居住する方の避難者という御質問がありまして、私のほうで避難した方がいたという発言をしまし

たが、実際は当該地域に居住する方の避難者はいなかったということでした。訂正いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、22番利根川英雄議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午前11時47分休憩

午後 1時11分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第43号ないし日程第11、議案第52号の10件、日程第12、認定第1号の1件、日程第13、意見書案第7号ないし日程第16、意見書案第10号の4件、日程第17、決議案第5号の1件を一括議題といたします。

○

議案第43号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第45号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第47号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第48号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第51号 工事請負契約の締結について

議案第52号 工事請負契約の締結について

認定第1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

意見書案第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

意見書案第8号 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について

意見書案第9号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について

意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について

て

決議案第5号 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について

○杉森弘之 議長 これより日程第2、議案第43号ないし日程第11、議案第52号の10件、日程第12、認定第1号の1件、日程第13、意見書案第7号ないし日程第16、意見書案第10号の4件、日程第17、決議案第5号の1件について、順次質疑を許します。

質疑または答弁に際しましては、的確かつ簡潔、明瞭にされるようお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑なされますようお願い申し上げます。

初めに、議案第43号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第46号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第46号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第47号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第7号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第8号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第9号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第10号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、決議案第5号についての質疑を許します。5番山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 決議案第5号について、質問を何点かお尋ねいたします。

本文中に、会計年度任用職員の全てがパート労働者という異常な状態とありますが、本来会計年度任用職員制度がスタートした際に、常勤職員と同じ職務ではなく、補助的な仕事を担うとして、今までの職務内容も整理して、令和2年度からスタートしたと認識しております。それゆえにフルタイムではなく、パートタイムとなった経緯もあると聞くとところでございます。その点はどうか認識していらっしゃるでしょうか。

また、パートタイムでの任用しかしていない自治体が、それほど異常なことで、ほかの自治体ではそのような事例がないのかをお尋ねいたします。

次に、フルタイムでないので、退職金の支給対象外とされ、保険や年金でも大きな格差を受けているとありますが、保険も年金も報酬に応じた雇用者と被雇用者の折半になっていると認識すれば、どれほどの大きな格差になるとお考えでしょうか。

そして、2項目の中に、常勤職員採用における年齢制限を撤廃することとありますが、社会人経験者の募集においては、今年度からは45歳であったものを既に50歳までと年齢制限を引き上げております。今でも希望する人には門戸を開き、採用試験を受け、常勤職員になることができると考えます。これ以上の年齢制限を撤廃することで、どれだけの公共サービスの向上につながるとお考えなのかを伺います。以上です。

○杉森弘之 議長 7番伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 お答えさせていただきます。4点の質問だったと思います。

1点目が、パート労働者全てがというのが異常な状態であるとは言えないのではないかとの質問でございました。職務内容等々を見まして、市におかれまして必要と思われ、また本人が希望するという状態であれば、パートタイムをフルタイムにしていくというのが望ましい方向ではないかと考えました。したがって、全てというのは異常な状態であるということでございます。

また、他の自治体の事例でございますが、御指摘のとおり、財政的な面から、やはりパートタイムが多いという現状でございます。しかしながら、その現状のままというのではなく、つくば市は退職金をフルタイムの場合はたしか支給しているということでございますので、財政面との調整も必要になるかと思いますが、状況を徐々に改善していこうという趣旨でございます。

また、保険、年金のところでございますが、加入している組合が違うのかなと承知しているのですけれども、すみません、ちょっと資料が手元にないので即答できないところもありますので、フルタイム化というところも含めまして、そうすると年金の額も上がっていくということになりますので、そういったところも含めて、また一番大きいのは退職金となりますが、そういったところの待遇面も含めて改善していこうという趣旨でございます。

また、既に社会人採用につきましては50歳に引き上げているということでございますが、より幅広く60歳までチャンスを与えようという趣旨でございます。2015年までは60歳まで応募できたという状態でございますので、その前の状態まで応募のチャンスをつくりまして、実際に採用するかどうかというのは執行部の判断になってくると思います。以上となります。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。5番山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 今の御答弁で、門戸を開くことがチャンスを与えるとおっしゃいま

したけれども、チャンスを与えることが仕事なのでしょうか。私がお尋ねしたのは、それが公共の行政に、サービスに、向上するかどうかという点を重視していただきたいと思います。目的はそこだと思うのです。だから、行政サービスの向上という意味では、多岐多様にわたる業務をこなして、また部局での移動もあります。そういう中で、全ての業務に精通するには、それなりの年数も必要となつてまいります。年齢制限をなくして実務能力のある人材を確保したとしても、行政としての業務の専門性、継続性を考えた際に、現実的ではないかと思ひます。その点についてはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 7番伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 再質問にお答えいたします。

確かに行政職、あるいは事務職というところでは、様々な業務を経験するゼネラリストのような側面がありまして、同じ役所の中で様々な経験を積むことで、能力が高まっていくというところはあるかと思ひます。

しかしながら、資格免許を有している人材、あるいはITに詳しい人材、また他自治体で経験を積んだ人材が応募してくるということも可能性として考えられるので、そういった方の能力を踏まえまして、執行部が採用の場面におきまして必要と判断された場合において採用していただくということになりまして、そういった人材が入っていただくことによって、市民にとってもメリットがあるのかなと考えております。以上となります。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で決議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第18、意見書案第12号を議題といたします。



意見書案第12号 県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 意見書案の朗読をもって、提案理由の説明に代えさせていただきます。

県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書(案)

水は、私たちの命の源であり市民生活に欠かせないものです。水道水の供給は、利用者に安

全で安価な提供が求められます。

高い水道料金のおおもとは、県の過大な水源開発にあります。茨城県南水道企業団は、県から100%水を買っています。過大な人口予測をもとに県から押し付けられた契約水量と実績に大きな乖離があります。2020年度は契約水量との差は、8,771m³で、差額は1億3,577万円です。使わない分の浄水費はそのまま利用者負担となり高い水道料金となっています。契約水量を合わせることを求められています。今後、人口減少や節水器具の普及で供給水量は減少が予測され、その差はますます広がることが予測されます。

一方で、県の用水事業の県南広域水道用水供給事業は毎年黒字です。黒字部分は利用者に還元すべきで、県水の値下げを行うべきです。よって下記の事項が速やかに実施されることを求めます。

記

- 1 契約水量を実態に合わせ速やかに見直しすること。
- 2 県水の値下げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員諸氏の御理解を賜り、賛成いただくようお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由説明は終わりました。

これより意見書案第12号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第12号の質疑を終結いたします。

次に、日程第19、意見書案第13号を議題といたします。



意見書案第13号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 意見書案第13号、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係

経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に財源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由説明は終わりました。

これより意見書案第13号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第13号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第2、議案第43号ないし日程第11、議案第52号の10件、日程第12、認定第1号の1件、日程第13、意見書案第7号ないし日程第16、意見書案第10号及び日程第18、意見書案第12号並びに日程第19、意見書案第13号の6件、日程第17、決議案第5号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、サイドボックス登載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

令和3年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

- 議案第43号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 意見書案第8号 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について
- 意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について
- 意見書案第13号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 決議案第5号 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について

◎教育文化常任委員会

- 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 意見書案第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

◎保健福祉常任委員会

- 意見書案第9号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について

◎環境建設常任委員会

- 議案第46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 意見書案第12号 県の浄水費の契約水量を使用実態に合わせること及び浄水費の引き下げを求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る24日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第20、休会の件を議題といたします。



休会の件

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。委員会審査、議事整理、及び土日祝日のため、明日11日から23日までの13日間を休会とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、明日11日から23日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後1時37分散会